

B C P 第 2 版における災害対策業務のうち重要事項

目標	概要	実施体制の確立	緊急交通路の確保等	その他
1時間以内	本部体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の参集 ・初期参集要員の参集開始 ・災害対策本部の設置 ・社員の参集状況の把握 ・事務所の緊急点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・高架下点検、交通特別パトロールの開始 ・地震情報（津波情報含む）の収集 ・現地情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への情報提供（第1報） ・報道対応「FAX速報」 ・HPで緊急情報発信
3時間以内	状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通特別パトロールの完了 ・高架下点検（優先路線）の完了 (約88km、全体の約30%) ・応急復旧工事の開始 ・料金所、システム、建設中路線の状況把握 ・お客様及び被災者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応「記者発表」 (4時間以内) ・社員の安否確認
12時間以内	道路上の障害物等の除去		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路としての交通開放計画の策定・協議 ・本線上の残置車両の応急措置 ・障害物除去及び二次災害防止の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の通行に関する対応
24時間以内 (1日以内)	最低限の緊急交通路確保 (路面の段差解消等)		<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の緊急交通路確保 ・全線の応急復旧計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の安否確認の完了 ・帰宅困難な社員への支援
3日以内	本復旧計画の策定		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧点検と本復旧計画の策定 	
7日以内	本復旧工事の実施に 向けた協議等		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事の実施と交通開放に向けた 関係機関との協議 	

※ 3時間以内に、交通特別パトロール及び優先路線の高架下点検を完了させることは、当社としての目標。

首都高速道路は、自治体から緊急交通路として指定されており、早期の交通開放が求められている。

上記時間については、その要請に基づいて、首都高で独自に設定したもの。